

公告に係る根拠条文一覧

※赤字は2015年5月1日施行の会社法における変更・追加

会社法第940条 第1項第1号の規定の適用がある公告
 特定の日の一定の期間前～当該特定の日までの間継続して公告をしなければなりません。

【株式会社】

公告の内容	会社法の条項	公告が必要なケース	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考	
反対株主の株式買取請求	第116条 第3項及び第4項	発行する全部の株式の内容として譲渡制限の定めを設ける定款変更をする場合	効力発生日の20日前までの日	効力発生日の前日	株主に対する通知に代わる公告	
		ある種類の株式の内容として譲渡制限又は全部取得条項の定めを設ける定款変更をする場合				
		株式の併合、株式の分割、株式若しくは新株予約権の無償割当て、単元株式数についての定款変更 又は 株式若しくは新株予約権の株主割当てによる募集を行う場合に、ある種類の株式(種類株主総会の決議を要しない旨の定めがあるものに限る)の株主に損害を及ぼすおそれがあるとき				
	第469条 第3項及び第4項	事業譲渡等をする場合 (第469条第1項に掲げる場合を除く)				株主に対する通知に代わる公告
	第785条 第3項及び第4項	吸収合併等をする場合における消滅株式会社等(第785条第1項1号、2号に掲げる場合を除く)				株主に対する通知に代わる公告 ただし、次のいずれかの場合に限る ・当該株式会社が公開会社である場合 ・吸収合併契約等について株主総会の承認決議を受けた場合
	第797条 第3項及び第4項	吸収合併等をする場合における存続株式会社等				
第806条 第3項及び第4項	新設合併等をする場合における消滅株式会社等(第806条第1項1号、2号に掲げる場合を除く)	新設合併契約等についての株主総会の承認決議の日から2週間以内の日	公告開始後20日を経過する日	株主に対する通知に代わる公告		
新株予約権買取請求	第118条 第3項及び第4項	発行する全部の株式の内容として譲渡制限の定めを設ける定款変更をする場合	定款変更日の20日前までの日	定款変更日の前日	新株予約権者に対する通知に代わる公告	
		ある種類の株式の内容として譲渡制限又は全部取得条項の定めを設ける定款変更をする場合				
	第777条 第3項及び第4項	組織変更をする場合	効力発生日の20日前までの日	効力発生日の前日		
	第787条 第3項及び第4項	吸収合併等をする場合における消滅株式会社等(第787条第3項各号に掲げる株式会社に限る)	効力発生日の20日前までの日	効力発生日の前日		
第808条 第3項及び第4項	新設合併等をする場合における消滅株式会社等(第808条第3項各号に掲げる株式会社に限る)	新設合併契約等についての株主総会の承認決議の日から2週間以内の日	公告開始後20日を経過する日			
基準日設定	第124条 第3項	基準日を定めた場合(ただし、会社法第124条第3項ただし書に規定する場合を除く)	当該基準日の2週間前までの日	当該基準日	公告	
取得条項付株式の取得	第168条 第2項及び第3項	取得条項付株式の取得について、取得する日を定めた場合	取得する日の2週間前までの日	取得する日	株主及び登録株式質権者に対する通知に代わる公告	
	第169条 第3項及び第4項	取得条項付株式の一部を取得する場合に、その取得する株式を決定したとき	決定後直ちに	公告の開始後2週間を経過する日		
全部取得条項付種類株式の取得	第172条 第2項及び第3項	全部取得条項付種類株式の取得について、取得する日を定めた場合	取得する日の20日前までの日	取得する日	株主に対する通知に代わる公告	
株式等売渡請求の承認	第179条の4 第1項及び第2項	対象会社が特別支配株主に対し、株式等売渡請求の承認をした場合	取得する日の20日前までの日	取得する日	登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告 (売渡株主に対しては通知が必要)	
株式の併合	第181条 第1項及び第2項	株式の併合をする場合	効力発生日の2週間前までの日	効力発生日	株主及び登録株式質権者に対する通知に代わる公告	
募集株式の発行等に係る募集事項の決定	第201条 第3項及び第4項	公開会社が取締役会の決議によって募集株式の発行等に係る募集事項を定めた場合	払込期日等の2週間前までの日	払込期日等	株主に対する通知に代わる公告	
募集株式の割当て	第206条の2 第1項及び第2項	公開会社が一定割合を超える株式を特定引受人に割当てる場合(第1項ただし書きに掲げる場合を除く)	払込期日等の2週間前までの日	払込期日等	株主に対する通知に代わる公告	

公告に係る根拠条文一覧

※赤字は2015年5月1日施行の会社法における変更・追加

公告の内容	会社法の条項	公告が必要なケース	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
株券を発行する旨の定款の定めを廃止	第218条 第1項	株券発行会社が株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更をする場合(下欄の場合を除く)	定款変更日の2週間前までの日	定款変更日の前日	公告 + 株主及び登録株式質権者に対する通知 株主及び登録株式質権者に対する通知に代わる公告
	第218条 第3項及び第4項	株券発行会社が株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更をする場合(全部の株式について株券を発行していない場合)			
株券提出公告	第219条 第1項	株券発行会社が、譲渡制限の定めを設ける定款変更をする場合	効力発生日の1か月前までの日	効力発生日の前日	公告 + 株主及び登録株式質権者に対する通知
		株券発行会社が、株式の併合をする場合			
		株券発行会社が、全部取得条項付種類株式の取得をする場合			
		株券発行会社が、取得条項付株式の取得をする場合			
		株券発行会社が、第179条の3第1項の承認をする場合			
		株券発行会社が、組織変更をする場合			
		株券発行会社が、合併(当該株式会社が消滅する場合)をする場合			
株券発行会社が、株式交換をする場合					
株券発行会社が、株式移転をする場合					
新株予約権の発行に係る募集事項の決定	第240条 第2項及び第3項	公開会社が取締役会の決議によって新株予約権の発行に係る募集事項を定めた場合	割当日の2週間前までの日	割当日	株主に対する通知に代わる公告
募集新株予約権の割当て	第244条の2 第1項及び第3項	公開会社が一定割合を超える新株予約権を特定引受人に割当てする場合(第1項 ただし書きに掲げる場合を除く)	割当日の2週間前までの日	割当日	株主に対する通知に代わる公告
取得条項付新株予約権の取得	第273条 第2項及び第3項	取得条項付新株予約権の取得について、取得する日を定めた場合	取得する日の2週間前までの日	取得する日	新株予約権者及び登録新株予約権者に対する通知に代わる公告
	第274条 第3項及び第4項	取得条項付新株予約権の一部を取得する場合に、その取得する新株予約権を決定したとき	決定後直ちに	公告の開始後2週間を経過する日	
新株予約権証券提出公告	第293条 第1項	株式会社が新株予約権証券を発行している場合に、第179条の3第1項の承認をするとき	効力発生日の1か月前までの日	効力発生日の前日	公告 + 新株予約権者及び登録新株予約権者に対する通知
		株式会社が新株予約権証券を発行している場合に、取得条項付新株予約権の取得をするとき			
		株式会社が新株予約権証券を発行している場合に、組織変更をするとき			
		株式会社が新株予約権証券を発行している場合に、合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る)をするとき			
		株式会社が新株予約権証券を発行している場合に、会社分割をするとき			
		株式会社が新株予約権証券を発行している場合に、株式交換をするとき			
株式会社が新株予約権証券を発行している場合に、株式移転をするとき					
無記名式の社債券を発行している場合の社債権者集会の招集の通知	第720条 第4項	社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合に、社債権者集会を招集するとき	社債権者集会の日の3週間前までの日	社債権者集会の日	社債発行会社の公告方法による ※ただし、その方法が電子公告である場合に、招集者が社債発行会社でないときは、官報公告による
株式会社の組織変更計画の承認等	第776条 第2項及び第3項	組織変更をする場合	効力発生日の20日前までの日	効力発生日	登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告
効力発生日の変更(組織変更)	第780条 第2項	組織変更の効力発生日を変更する場合	変更前(又は変更後 いずれか早い方)の効力発生日の前日までの日	変更前(または変更後)の効力発生日	公告
吸収合併契約等の承認等	第783条 第5項及び第6項	吸収合併等をする場合における消滅株式会社等	効力発生日の20日前までの日	効力発生日	登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告
効力発生日の変更(吸収合併等)	第790条 第2項	吸収合併等の効力発生日を変更する場合	変更前(又は変更後 いずれか早い方)の効力発生日の前日までの日	変更前(または変更後)の効力発生日	公告

公告に係る根拠条文一覧

※赤字は2015年5月1日施行の会社法における変更・追加

【合名会社・合資会社・合同会社】

公告の内容	会社法の条項	公告が必要なケース	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
無記名式の社債券を発行している場合の社債権者集会の招集の通知	第720条 第4項	社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合に、社債権者集会を招集するとき	社債権者集会の日の3週間前までの日	社債権者集会の日	社債発行会社の公告方法による ※ただし、その方法が電子公告である場合に、招集者が社債発行会社でないときは、官報公告による
効力発生日の変更(組織変更)	第780条 第2項及び第781条 第2項	組織変更の効力発生日を変更する場合	変更前(又は変更後 いずれか早い方)の効力発生日の前日までの日	変更前(または変更後)の効力発生日	公告
効力発生日の変更(吸収合併等)	第790条 第2項及び第793条 第2項	吸収合併等の効力発生日を変更する場合	変更前(又は変更後 いずれか早い方)の効力発生日の前日までの日	変更前(または変更後)の効力発生日	公告

会社法第940条 第1項第3号の規定の適用がある公告

公告の定める期間内に異議を述べることができる公告は、当該期間を経過する日まで継続して公告しなければなりません。

【株式会社】

公告の内容	会社法の条項	公告が必要なケース	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
債権者の異議申述	第449条 第3項	資本金又は準備金の額を減少する場合	1ヶ月以上の異議申立期間の初日までの日	1ヶ月以上の異議申立期間の末日	知っている債権者に対する個別催告を省略するための公告 ※官報公告必須、官報と併載することで個別催告を省略できる。
	第779条 第3項	組織変更する場合			
	第789条 第3項	吸収合併等をする場合の消滅株式会社等			
	第799条 第3項	吸収合併等をする場合の存続株式会社等			
	第810条 第3項	新設合併をする場合の消滅株式会社等			
株式の競売等における利害関係人の異議申述	第198条 第1項	株式の競売・売却をする場合	3ヶ月以上の異議申立期間の初日までの日	3ヶ月以上の異議申立期間の末日	公告 + 当該株式の株主及び登録株式質権者に対する個別催告必須
株券の提出をすることができない場合の異議申述	第220条 第1項	株券を提出することができない者がある場合において、当該者から請求があるとき			公告
取締役会による役員等の責任の一部免除	第426条 第3項	定款の定めに基づいて、役員等の責任の一部免除の決議がされた場合	決議等の後遅滞なく	1ヶ月以上の異議申立期間の末日	公告(公開会社に限る) ※公告によらない場合、株主に対する通知が必要
	第426条 第5項	最終完全親会社等がある場合に、定款の定めに基づいて役員等の責任の一部免除の決議がされた場合に、最終完全親会社等が行う公告	第426条第3項の規定による公告又は通知後遅滞なく	1ヶ月以上の異議申立期間の末日	公告(最終完全親会社等が公開会社の場合に限る) ※公告によらない場合、株主に対する通知が必要

【合名会社・合資会社・合同会社】

公告の内容	会社法の条項	公告が必要なケース	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
債権者の異議申述	第627条 第3項	合同会社が資本金の額を減少する場合	1ヶ月以上の異議申立期間の初日までの日	1ヶ月以上の異議申立の末日	知っている債権者に対する個別催告を省略するための公告 ※官報公告必須、官報と併載することで個別催告を省略できる。
	第635条 第3項	合同会社の社員の退社に伴う持分の払戻しをする場合			知っている債権者に対する個別催告を省略するための公告 ※官報公告必須、官報と併載することで個別催告を省略できる。 ※ただし、持分払戻額により2ヶ月以上の公告期間が必要なケースでは、個別催告を省略できない。
	第670条 第3項	合名会社及び合資会社が任意清算の財産の処分の方法を定めた場合	解散の日(解散後に財産処分の方法を定めた場合は当該日)から2週間以内の日		
	第779条 第3項及び第781条 第2項	合同会社が組織変更をする場合	1ヶ月以上の異議申立期間の初日までの日		知っている債権者に対する個別催告を省略するための公告 ※官報公告必須、官報と併載することで個別催告を省略できる。
	第789条 第3項及び第793条 第2項	吸収合併する場合の吸収合併消滅持分会社 又は 吸収分割をする場合の吸収分割合同会社			
	第799条 第3項及び第802条 第2項	吸収合併をする場合の存続持分会社			
第810条 第3項及び第813条 第2項	新設合併をする場合の新設合併消滅持分会社 又は 新設分割をする場合の新設分割合同会社				

公告に係る根拠条文一覧

※赤字は2015年5月1日施行の会社法における変更・追加

会社法第940条 第1項第4号の規定の適用がある公告

前述(会社法940条 第1項第1号・第3号)の規定適用以外の公告は、当該公告開始後1箇月を経過する日までの間継続して公告しなければなりません。

【株式会社】

公告の内容	会社法の条項	公告が必要なケース	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
株主との合意による自己株式の取得	第158条 第1項及び第2項	株主との合意によって自己株式の取得をする場合	取得価額の決定後	公告開始後1ヶ月を経過する日	株主に対する通知に代わる公告(ただし、公開会社の場合に限る)
取得条項付株式の取得	第170条 第3項及び第4項	取得条項付株式の取得事由が生じた場合	遅滞なく		株主及び登録株式質権者に対する通知に代わる公告
単元株式数の変更等	第195条 第2項及び第3項	取締役会の決議等により、単元株式数の減少 又は 単元株式数の定めを廃止する定款変更をした場合	定款変更日後遅滞なく		株主に対する通知に代わる公告
株式等売渡請求の撤回の承認	第179条の6 第4項及び第5項	対象会社が特別支配株主に対し、株式等売渡請求の撤回を承認した場合	遅滞なく		売渡株主等に対する通知に代わる公告
取得条項付新株予約権の取得	第275条 第4項及び第5項	取得条項付新株予約権の取得事由が生じた場合	遅滞なく		新株予約権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告
社債管理者の事務の承継	第714条 第4項	社債発行会社が事務を承継する社債管理者を定めた場合等	遅滞なく		公告 + 知れている社債権者に対する個別通知が必須
社債権者集会の決議に対する裁判所による認可等の決定	第735条	社債権者集会の決議の認可又は不認可の決定があった場合	遅滞なく		公告
新設合併契約等の承認	第804条 第4項及び第5項	新設合併等をする場合における消滅株式会社等	新設合併契約等についての株主総会承認決議等の日から2週間以内の日		登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に代わる公告
責任追及等の訴え	第849条 第5項	株式会社が責任追及等の訴えを提起したとき等	遅滞なく		公告(公開会社に限る) ※公告によらない場合、株主に対する通知が必要
	第849条 第10項	株式会社に株式交換等完全親会社がある場合に責任追及等の訴えを提起したとき等に、完全親会社が第6項の通知を受けた場合に親会社が行う公告 株式会社に最終完全親会社等がある場合に責任追及等の訴えを提起したとき等に、完全親会社が第7項の通知を受けた場合に親会社が行う公告	遅滞なく		公告(株式交換等完全親会社が公開会社の場合に限る) ※公告によらない場合、通知が必要 公告(最終完全親会社が公開会社の場合に限る) ※公告によらない場合、通知が必要

【合名会社・合資会社・合同会社】

公告の内容	会社法の条項	公告が必要なケース	電子公告期間の初日	電子公告期間の末日	備考
社債管理者の事務の承継	第714条 第4項	社債発行会社が事務を承継する社債管理者を定めた場合等	遅滞なく	公告の開始後1ヶ月を経過する日	公告 + 知れている社債権者に対する個別通知が必須
社債権者集会の決議に対する裁判所による認可等の決定	第735条	社債権者集会の決議の認可又は不認可の決定があった場合			公告

参考資料：月刊登記情報 第544号